

第 1 回中間貯蔵施設災害防止協議会を開催 中間貯蔵施設事業の安全管理水準向上を推進

～ 施工業者が取組事例発表～

中間貯蔵施設（双葉郡）では、現在、除去土壌等の輸送、分別処理、貯蔵等の各種事業が行われており、それぞれの現場において、多数の労働者が作業を行っています。

厚生労働省福島労働局・富岡労働基準監督署では、中間貯蔵施設事業の作業現場における労働災害防止のため、安全管理水準の更なる向上の推進を目的として、環境省福島地方環境事務所の協力により、「中間貯蔵施設災害防止協議会」を定期的で開催することとしました。この度、第 1 回の協議会を次により開催します。

日 時	令和 2 年 9 月 8 日（火） 16 時 00 分～
場 所	浪江町地域スポーツセンター（浪江町大字権現堂字下馬洗田 5 - 2）

第 1 回協議会には、中間貯蔵施設事業の施工業者の安全衛生管理責任者など、約 30 名が参加する予定であり、下記次第のとおり、中間貯蔵施設事業の現場における安全作業のための取組事例発表等が施工業者の代表により行われる予定です。

次 第（予 定）

- ① 福島労働局長挨拶
- ② 発注者挨拶（福島地方環境事務所）
- ③ 趣旨説明（福島労働局）
- ④ 取組事例発表
- ⑤ 富岡労働基準監督署長講評

取材に当たってのお願い

- (1) 協議会は次第③（趣旨説明）まで公開といたします。恐れ入りますが、次第③終了後、会場を退出いただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- (2) 取材は、次第③終了後、会場外において対応いたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力ください。来場前の検温、マスクの持参・着用と、入退場の際の手指消毒をお願いします。
- (4) 資料準備等のため、取材にお越しの方は、9月4日(金)15時までに担当あて連絡願います。

中間貯蔵施設事業における労働災害防止対策の強化

中間貯蔵施設災害防止協議会【新設】

【趣旨・目的】

福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む除去土壌等が大量に発生しており、これらを令和3年度末までに中間貯蔵施設に概ね搬入完了することを目標に、中間貯蔵施設区域内に受入・分別施設、土壌貯蔵施設及び廃棄物関連施設等を整備し、除去土壌等の輸送、分別処理、貯蔵等（以下「中間貯蔵施設事業」という。）を実施しているところである。

中間貯蔵施設事業が本格化する中、各作業現場における労働災害防止の徹底及び安全管理水準の更なる向上の推進を目的として、「中間貯蔵施設災害防止協議会」を設置する。本協議会を四半期に1回程度開催し、中間貯蔵施設事業の元方事業者に対して、①中間貯蔵施設事業の状況、②中間貯蔵施設事業における労働災害防止の取組等について発表させ、元方事業者間で今後の労働災害防止の取組等について検討を行わせること等により、安全衛生管理水準の底上げが図られることを期待するとともに、継続的に検討を行う仕組みを構築することで、自主的な安全衛生活動の推進を図る。

【構成員】

中間貯蔵施設事業の元方事業者、福島労働局、富岡労働基準監督署（事務局）、福島地方環境事務所等

